

質問回答書

業務名：令和4年度 神戸の自然を活かした体験コンテンツの企画・造成

(令和4年10月14日回答)

番号	該当項目	質疑回答	回答
1	【仕様書】 4. 委託契約金額	購入したものを今後レンタル費として徴収は可能でしょうか？ また購入以外の経費につきましては、どのようなものが対象になりますか？	可能です。 企画・運営・調査費などの経費が対象になります。
2	【仕様書】 3. 業務内容（1）体験コンテンツの企画（2 つ目の※）	「販売可能なコンテンツ」に入園料・駐車料を含めてもよろしいでしょうか。	販売価格に組み込むのは問題ありません。
3	【仕様書】 4. 委託契約金額	1企画あたり700,000円の中に広報費を含めてもよろしいでしょうか。	本事業は、あくまでコンテンツ造成に係る事業のため、広報費は別でお考えください。
4	【仕様書】 4. 委託契約金額	費用として特に含めてはならない項目等がございますでしょうか。	商品の割引等は補助の対象外です。
5	【仕様書】 4. 委託契約金額	企画に対して、700,001円以上を使用したい場合や、700,000円以下の契約金額であるが契約金額を超える支出をしたい場合、当方から費用を追加してもよろしいでしょうか。	当該予算を超えるものは、御社のご負担として追加いただくことはかまいません。
6	【仕様書】 6. 履行期間	購入・準備を令和4年度内とし、企画実施が次年度にまたがらせることは可能でしょうか。	可能ですが、3月31日までに商品タリフを完成させてください。
7	【実施要項】 4. 委託予定期間	イベント実施時期が3月31日以降になってもよいでしょうか？	(上記と同じく)可能ですが、3月31日までに商品タリフを完成させてください。

8	【仕様書】 4. 委託契約金額	コンテンツ参加促進、またはマーケティングの一環として実施するアンケート取得促進のための下記費用は委託契約金額に含めることができますか。 ・景品購入代 ・商品割引に係る経費	マーケティング経費として粗品程度のものであれば景品購入は可能です。 商品割引は補助の対象外です。
9	【実施要項】 8. 応募方法等(4)②	「イ 行程案」と同項目内に「エ 本事業の実施スケジュール」とあります。両項目の違いをお示し頂けますでしょうか。	「イ 行程案」は実施するコンテンツの内容で、「エ 本業務の実施スケジュール」は事業全体の作業行程です。
10	【実施要項】 8. 応募方法等(5)	提出物は6部とも「正本」の考え方でよいでしょうか。	提出物は正本で提出してください。
11	【様式第4号】	申請者の捺印は不要の考え方でよいでしょうか提出物は各6部とも「正本」の考え方でよいでしょうか。	申請者の押印は不要です。
12	【実施要領】 3. 業務内容(3)プログラムの催行	「可能な限り、体験プログラム化し、今年度内に販売をすること」とありますが、どこで販売をする想定でしょうか。(受託会社が独自で行う、ということでしょうか?) 造成後の販売計画などがございましたら、おしえていただきたいです。	受託会社および神戸観光局の販売サイトで販売いただきます。